

第76回税理士試験受験案内

国 税 審 議 会

試験実施日程等

受験申込用紙の交付	令和8年4月6日(月)～令和8年5月8日(金)
受験申込受付	令和8年4月20日(月)～令和8年5月8日(金)
試験日	令和8年8月4日(火)～令和8年8月6日(木)
合格発表予定日	令和8年11月27日(金)
試験日程等	

月日	着席時刻	試験時間	科目	出題範囲
8月4日(火)	8:45	9:00～11:00	簿記論	複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし、原価計算を除く。
	12:15	12:30～14:30	財務諸表論	会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則(ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く。)、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則。
	15:15	15:30～17:30	消費税法 又は酒税法	当該科目に係る法令に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など当該科目に関連する他の法令に定める関係事項を含む。
8月5日(水)	8:45	9:00～11:00	法人税法	
	11:45	12:00～14:00	相続税法	
	14:45	15:00～17:00	所得税法	
8月6日(木)	8:45	9:00～11:00	国税徴収法	
	11:45	12:00～14:00	固定資産税	
	14:45	15:00～17:00	住民税又は 事業税	

※ 令和8年度(第76回)税理士試験から、税理士試験の申込み、結果通知の確認及び各種申請をオンラインで行うことができる税理士試験WEB申請オフィシャルサイトを開設しました。

これにより、受験願書の提出方法として、従来の郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便)に加え、新たにオンライン申請が可能になり、原則オンライン上で申請が完了します(受験手数料の納付は除きます。)

※ 税理士試験の申込み、結果通知の確認及び各種申請をオンラインで行う方は、税理士試験WEB申請オフィシャルサイト(<https://zeirishishiken.nta.go.jp/nta/user/public>)をご覧ください。



税理士試験WEB申請
オフィシャルサイト

(以下「税理士試験WEB申請オフィシャルサイト」のことを「専用サイト」と記載します。)

- ※ 申込書類を国税局等に直接持参しても受理しません。
- ※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(令和6年5月27日施行)により、受験願書等については、個人番号(マイナンバー)の記載に併せて、個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の写し(例えば、マイナンバーカード(両面)や住民票の写し)の提出が必要となります。
- ※ 令和5年度(第73回)以降の受験票は、受験資格を有することを証する書面として使用できません。
- ※ 天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください。
- ※ 天災その他のやむを得ない事情により試験日時を変更するなど、税理士試験実施に当たっての連絡事項は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)にてお知らせいたします。

この受験案内や税理士試験に関する代表的な質問に対する回答(Q&A形式)は、国税庁ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)

【ホーム>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士試験>税理士試験に関するQ&A】



税理士試験に関するQ&A
(国税庁ホームページ)

目 次

1	税理士試験概略	2
2	受 験 地	2
3	申込用紙の交付	3
4	申込書類の提出	3
5	申込書類及び作成上の注意事項	4
	別記1 受験資格を有することを証する書面	5
	別記2 学識、資格又は職歴による試験の免除を申請する場合の時期及び提出書面	8
	別記3 研究の認定を申請する場合の時期及び提出書面	9
	【書面の場合】税理士試験受験申込書記載要領	10
6	受 験 心 得	12
7	合格者の発表	13
8	届出事項の変更等	13
9	そ の 他	15
	【書面の場合】受験願書等を提出する前に今一度チェックを！	16
	【オンラインの場合】専用サイトで受験申込みをする際のポイント！	17
	税理士試験についてのQ&A	18
	受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先	20

1 税理士試験概略

(1) 目的

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

(2) 試験科目

試験は、会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論）の2科目と税法に属する科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税）のうち受験者の選択する3科目（所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択しなければなりません。）について行われます。

なお、税理士試験は科目合格制をとっており、受験者は一度に5科目を受験する必要はなく、1科目ずつ受験してもよいことになっています。

(注) 1 選択できる科目数は、免除を申請する科目と併せて、会計学に属する科目2科目以内、所得税法又は法人税法を含めた税法に属する科目3科目以内の全部で5科目以内です。

2 税法に属する科目のうち消費税法及び酒税法は、いずれか1科目の選択に限ります（既に物品税法に合格している場合は、消費税法及び酒税法の申込みはできません。）。また、住民税及び事業税についてもいずれか1科目の選択に限ります。

3 「住民税」とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものです。

4 過去に免除決定された科目及び研究の認定を受けた科目の受験申込みはできません。

5 税理士資格を有している者は受験できません。

(3) 合格

合格基準点は各科目とも満点の60パーセントです。合格科目が会計学に属する科目2科目及び税法に属する科目3科目の合計5科目に達したときに合格者となります。

(4) 適用法令等

今回の試験で適用すべき法令等は、令和8年4月3日（金）現在施行のものとします。

2 受験地

試験は、北海道、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において行います。受験地は、受験申込者数等の状況に応じて追加することがあります。

また、受験申込後における受験地の変更は認められません。

なお、実際に試験を受ける会場（試験場）は受験票に記載して通知します（試験場の希望は受け付けません。）。受験票に記載された試験場以外での受験は認められません。

(注) 1 受験票交付前の電話等による具体的な試験場に関する問合せには応じません。

2 試験会場へ直接問い合わせることはしないでください。

3 試験日前に試験会場内の下見はしないでください。

4 試験当日は受験者各自の判断で試験会場までの安全を最優先に行動してください。

3 申込用紙の交付

(1) 交付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等は除く。）

(2) 交付場所

各国税局・沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）（20ページ参照）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 郵送で申込用紙を請求する場合

令和8年4月6日（月）から令和8年4月24日（金）まで（当日までの通信日付印有効）に国税局等（20ページ参照）宛に、以下の点に注意して請求してください。

なお、この請求期限後（令和8年4月25日（土）以降の通信日付印）に請求した場合には申込用紙を送付しません。

イ 郵送する封筒の表面に「税理士請求」と赤書きすること。

ロ 郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4判大）に必ず180円分の切手を貼り同封すること（返信用封筒の同封がない又は切手を貼っていない場合等には送付しません。）。

ハ 1人1部ずつ請求すること。

(注) オンラインで申込みをする場合、請求不要です。

4 申込書類の提出

(1) 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）まで

(郵送提出の場合は当日までの通信日付印有効、オンライン申込の場合は専用サイトの受信日付有効)

(2) 提出方法

書面で申込書類の提出をする場合、試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（20ページ参照）へ、受験者ごとに郵送してください。

申込書類は国税局等に直接持参しても受理しません。また、2か所以上の国税局等に申込書類を郵送することはできません。

なお、郵送する際は次の点に注意し、上記(1)の受付期間内にできる限り早く申し込んでください。

イ 申込書類を完備していること（4ページ「5 申込書類及び作成上の注意事項」参照。申込書類に不備がある場合には、電話連絡等により補正を依頼しますが、不備が補正されない場合には、その申込書類を受理しません。）。

ロ 受験票の裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、85円分の切手を貼ること（切手を貼っていない又は金額が不足する受験票は送付しません。また、返信用封筒を同封する必要はありません。）。

ハ 封筒（A4判大）の表面に「税理士受験」と赤書きし、必ず「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付すること（封筒に差出人の住所及び氏名を記載すること。）。

ニ 複数人の申込書類を1つの封筒に同封しないこと。

ホ 受付は上記イ～ニの条件を全て満たしているもので、令和8年5月8日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納又は別納郵便においては、令和8年5月8日（金）までに到着したもの）に限り受け付けます。

(注) 1 受験申込後における申込内容の変更や申込みの取消しは認められません。

2 オンラインで申込みをする場合、専用サイトから行ってください。

3 専用サイトの開設により、従来の税理士試験に関する e-Tax によるすべてのオンライン手続は令和8年3月31日をもって終了しましたのでご注意ください。

(3) 受験票の受領

書面で申込書類の提出をする場合、受験票は、令和8年6月22日（月）以降に順次郵送しますが、令和8年7月13日（月）までに受験票が到着しない場合は、受験を申し込んだ国税局等（20ページ参照）にお問合せください（ご連絡がない場合、受験票は到着したものとみなします。）。

(注) 1 オンラインで申込みをする場合、専用サイトからダウンロードし、各自で印刷してください。

2 ダウンロード開始日は、専用サイト内に掲載します。メール等による通知はありませんのでご注意ください（オンラインで申込みする場合、受験票は郵送しません。）。

なお、受験票を印刷せずスマートフォン等によりデータを持参した場合、受験は認めません。

(4) 受験手数料

受験手数料は、受験申込科目数（免除申請する科目は含みません。研究の認定を申請する科目については9ページ「別記3」を参照してください。）に応じ、次のとおりとなっています。

書面で申込書類の提出をする場合、受験願書の所定の箇所に受験申込科目数及び受験手数料を記入の上、過不足がないように受験手数料分の収入印紙を消印しないで貼付してください（現金・切手・登記印紙・証紙等は不可）。

なお、納付された受験手数料は受験しなかった場合においても還付しません（税理士法第9条第3項）。

受験申込科目数	1 科目	2 科目	3 科目	4 科目	5 科目
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

(注) 1 (例) 簿記論と法人税法の受験を申込みする場合(2科目)・・・5,500円

2 オンラインで申込みをした場合、申込内容の審査後に、専用サイトに手数料貼付台紙及び郵送期限等を掲載しますので、手数料貼付台紙をダウンロードし、印刷した手数料貼付台紙の「収入印紙貼り付け欄」に過不足がないように受験手数料分の収入印紙を消印しないで貼付した上で、試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等(20ページ参照)へ郵送してください(直接持参しても受理しません。)

なお、郵送期限までに、手数料貼付台紙が国税局等に郵送されなかった場合、受験申込みが承認されない場合があります。

また、手数料貼付台紙を郵送する際は、封筒(A4判大)の表面に「税理士試験オンライン申込関係書類在中」と記載し、必ず「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」で郵送してください(封筒に差出人の住所及び氏名を記載すること。)

(5) 身体に障害がある場合等の特別措置

身体に障害がある者又は妊娠中の者等、受験時に特別な措置を希望する者は、受験申込み(オンライン申込み含む)をする前に受験を申し込む国税局等(20ページ参照)に照会してください。

5 申込書類及び作成上の注意事項

受験申込みをする際には次の書類が必要です。書類に不備がある場合には受理しません。

書類名	作成上の注意事項等
受験願書	1 所要事項を記載した上、3ページ「4(4) 受験手数料」を参照し、受験手数料分の収入印紙を消印しないで過不足なく貼ってください。 2 個人番号(マイナンバー)の記載に併せて、 <u>個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の写しを添付してください。</u>
受験申込書(兼写真票)	1 10～11ページの「税理士試験受験申込書記載要領」をよく読んで記入してください。 2 顔写真の裏面に氏名を記入し、所定の箇所にのりづけして貼ってください(フィルムシートは、のりづけした写真の上から貼ってください)。 3 写真の規格 (1) 大きさは、縦45mm×横35mmのもの(パスポート申請用と同じサイズ) (2) 脱帽・正面向・顔中心の人物配置で背景が無地のもの (3) カラー写真であること (4) 申込日前6か月以内に撮影したもの (注) 1 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影してください(色付きの眼鏡や照明が眼鏡に反射したもの等は不適当)。 2 上記の規格に合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの、カラーコピーやスナップ写真を切り抜いたものなど受験写真として不適当なものは受理しません。 3 デジタルカメラで撮影した写真を使用する場合には、必ずデジタルカメラ専用の印画紙等に印刷してください(画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは受理しません。)。
<p>(注) <u>オンラインで申込みをする場合、専用サイトで「受験願書」と「受験申込書(兼写真票)」を作成及び提出することとなります。</u></p>	
受験票	太枠内に氏名を記入し、裏面に郵便番号、住所及び氏名を明記した上で、85円分の切手を貼ってください(切手を貼っていない又は金額が不足する受験票は送付しません)。 <u>(注) オンラインで申込みをする場合、提出は不要です。ただし、専用サイトからダウンロードし、各自で印刷する必要があります。</u>
(税法に属する科目受験者のみ) 受験資格を有することを証する書面	税法に属する科目を受験する者は、5ページ「別記1」を参照し、受験資格を有することを証する書面(A4用紙にコピー又は貼付したもの)を提出してください。 <u>(注) オンラインで申込みをする場合、専用サイトに書面のデータをアップロードする必要があります。</u>
(該当者のみ) 一部科目合格(免除)通知番号が確認できる書面	一部科目合格(免除決定)者は、合格(免除)済科目が全て記載された「税理士試験等結果通知書」、「一部科目合格(免除決定)通知書」又は国税審議会会長が発行する「証明書」(いずれの書面もコピーも可)を提出してください。 <u>(注) オンラインで申込みをする場合、提出不要です。ただし、申込みをする際に専用サイトで、一部科目合格(免除)通知番号及び合格(免除)済科目を入力する必要があります。</u>

書 類 名	作 成 上 の 注 意 事 項 等
(該 当 者 の み) 学 識 等 に よ る 一 部 科 目 の 試 験 免 除 申 請 等 に 必 要 な 書 面	一部科目の試験免除の申請は、受験申込みと併せて行う必要があります。8ページ「別記2」を参照し、必要な書面を提出してください。また、修士の学位等取得者のうち、平成14年4月1日以降に大学院の課程に進学した方が一部科目の試験免除を申請するためには、研究の認定を受ける必要があります。研究の認定を申請する場合には、9ページ「別記3」を参照してください。 (注) オンラインで申込みをする場合、専用サイトに申請等に必要書類のデータをアップロードする必要があります。

オンラインで申込みをする場合、次の別記1から3の書類の提出や申請を、専用サイトから行う必要があります。

別記1 受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目を受験する者のみ提出）

各種証明書の発行日に制限はありません。

(1) 前回までに受験申込みをしたことのある者

次のイ～ホのいずれかに該当する書面（書面を所持していない場合は(2)新規受験者と同じ取扱い）を提出してください。

また、受験資格を有することを証する書面は、A4用紙にコピーしたものを提出してください。

なお、一部科目合格（免除決定）者については、合格（免除）済科目が全て記載された「税理士試験等結果通知書」、「一部科目合格（免除決定）通知書」又は国税審議会会長が発行する「証明書」（いずれの書面もコピー可）を併せて提出する必要があります（4ページ「5 申込書類及び作成上の注意事項」を参照）。

- イ 令和4年度（第72回）以前の「受験票」（両面が分かるもの）
- ロ 令和4年度（第72回）以前の「税理士試験（等）結果通知書」
- ハ 令和5年度（第73回）以降の「税理士試験（等）結果通知書」のうち、
 - ・税法科目欄に得点・合格年度のいずれかの記載があるもの、または
 - ・会計学科目欄に合格年度の記載があり、かつ、その年度が令和4年以前のもの。
- ニ 「税理士試験一部科目合格（免除決定）通知書」（通知番号が確認できるもの）のうち、
 - ・税法科目のいずれかを合格していることが証明されたもの、または
 - ・令和4年度以前に会計学科目のいずれかを合格していることが証明されたもの。
- ホ 国税審議会会長が発行する「証明書」（※15ページ9(2)を参照）

- (注) 1 令和5年度（第73回）以降の受験票は、受験資格を証する書面として使用できません。
- 2 受験資格を証明する提出する書面に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合で、改正届が未提出の方は受験申込書の「(5)旧姓」欄の記入及び改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））の提出が必要です。
- 3 税理士試験宛名カードは、受験資格を証する書面として使用できません。
- 4 税理士試験一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分の通知書のコピーが必要です。
- 5 過去に原本を提出済であったとしても、再度受験資格を証する書面の提出が必要です。

(2) 新規受験者（税法に属する科目を受験する者）※次の①～④のいずれかに該当する必要があります。

受 験 資 格		提出する書面(注1～5)※いずれもコピー可
① 学 識	大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、 社会科学に属する科目 を1科目以上履修した者（注6）	成績証明書 (卒業年月の記載がないものは卒業証明書も必要)
	大学3年次以上の学生で 社会科学に属する科目 を含め62単位以上を取得した者（注6・7）	成績証明書（大学3年次以上であることが確認できるもの） 年次の記載がないものは大学3年次以上であることが確認できる書類（年次の記載がある在籍証明書等）も必要 ※ 大学3年次以上であることが確認できない成績証明書の提出が多いので注意してください。
	令和8年3月31日以前に専修学校へ進学し、専修学校の専門課程（①修業年限が2年以上かつ②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上に限る。）を修了した者等で、 社会科学に属する科目 を1科目以上履修した者（注6・8）	成績証明書（卒業年月の記載がないものは卒業証明書も必要）及び 学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）附則第2条の規定に該当する専修学校の専門課程証明書 当該専門課程が左欄の①及び②の要件を満たす課程であることについて都道府県知事等が発行した証明書を専修学校が原本証明したもの。

受 験 資 格		提出する書面(注1～5)※いずれもコピー可
④ 学 識	司法試験に合格した者	所管官庁の合格証明書(合格証書は不可)
	旧司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者	
	公認会計士試験短答式試験合格者 (平成18年度以降の合格者に限る。)	公認会計士・監査審査会会長発行の「公認会計士試験短答式試験合格通知書」、「短答式試験合格証明書」又は「公認会計士試験論論文式試験成績通知書」
	公認会計士試験短答式試験全科目免除者	公認会計士・監査審査会会長発行の「公認会計士試験免除通知書」、「免除証明書」又は「公認会計士試験論論文式試験成績通知書」
⑤ 資 格	日本商工会議所主催簿記検定試験1級合格者	日本商工会議所発行の合格証明書 (合格証書は不可)
	公益社団法人全国経理教育協会主催簿記能力検定試験上級合格者(昭和58年度以降の合格者に限る。)	公益社団法人全国経理教育協会発行の合格証明書 (合格証書は不可)
	会計士補	日本公認会計士協会発行の登録証明書
	会計士補となる資格を有する者	公認会計士・監査審査会発行の旧公認会計士試験第二次試験合格証明書又は同試験の免除科目が全科目に及ぶことを証する書面
⑥ 職 歴	右欄の事務又は業務に通算2年以上従事した者	登録証明書及び当該業務に2年以上従事したことを証する書面(同業者2人以上の証明)(注12)
	弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・不動産鑑定士の業務	職歴証明書(注13) (様式は、7ページ「(3)職歴証明書の様式」の例によること)
	法人又は事業を営む個人の会計に関する事務(注9)	
	税理士・弁護士・公認会計士等の業務の補助の事務	
	税務官公署における事務又はその他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務	
	行政機関における会計検査等に関する事務(注10)	
銀行等における貸付け等に関する事務(注11)		
⑦ 認 定	国税審議会より受験資格に関して個別認定を受けた者(注14)	国税審議会会長発行の受験資格認定通知書

(注) 1 卒業証書や合格証書、成績通知書(上記④に掲げる公認会計士・監査審査会会長発行の「公認会計士試験論論文式試験成績通知書」は除きます。)は受け付けませんので、必ず証明書を提出してください。いずれの書面もコピーしたものを提出することが可能です。

封入された証明書等は事前に開封し、記載事項を確認した上で提出してください。

- 2 証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓前後の氏名が確認できる書類の写し(例：戸籍謄本(抄本))の提出が必要です。
- 3 A4規格でない証明書や戸籍謄本(抄本)等は、A4用紙にコピー又は貼付してください。
- 4 証明書等の住所と現在の住所が異なる場合でも受験申込みに支障はありません。
- 5 他の国家試験の合格証明書等を提出して受験を申し込む者については、当該試験の実施機関に照会する場合があります。
- 6 **社会科学に属する科目**については、国税庁ホームページ「税理士試験に関するQ&A」(問18「社会科学に属する科目」にはどのような科目が含まれますか。)を参照してください。
- 7 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目という従来の4区分制を採用している大学等において**社会科学に属する科目**を含め36単位(外国語及び保健体育科目を除く最低24単位の一般教育科目が必要)以上を取得した者を含みます。
- 8 学校教育法の一部を改正する法律(令和6年法律第50号)が、令和8年4月1日から施行されましたが、施行日以前にすでに専修学校の専門課程へ入学している者については、従来の制度が引き続き適用されます。
- 9 「法人又は事業を営む個人の会計に関する事務」とは貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理する会計に関する事務をいい、例えば簿記の原則に従い取引仕訳を行う事務、仕訳帳等から各勘定への転記事務、決算手続に関する事務、財務諸表の作成事務等が該当します。
しかし、簿記会計に関する知識がなくてもできる単純な事務(例えば、電子計算機を使用して行う単純な入出力事務など)は該当しません。
- 10 「行政機関における会計検査等に関する事務」とは次のとおりです。
 - ① 会計検査院の職員の行う租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)収入に関する検査事務
 - ② 地方公共団体の監査委員又はその補助職員の行う租税収入に関する監査事務
 - ③ 法人又は事業を営む個人の会計に関する事務について法令の規定に基づいて行う検査事務

- ④ 財政融資資金の運用に関し行う運用先の監査事務
- ⑤ 金融証券検査官の行う金融検査事務又は検査事務
- ⑥ 証券検査官の行う検査事務
- ⑦ 証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務
- ⑧ 金融機関再建整備法又は企業再建整備法の規定に基づいて行う整備計画書又は最終処理方法書の審査事務
- 11 「銀行等における貸付け等に関する事務」とは銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人（例えば日本銀行、日本政策金融公庫等）における資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関し行う貸付先又は投資先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査事務並びに当該審査事務を含む資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関する事務（貸付先の経理についての審査を含む。）をいいます。
- 12 2年以上業務に従事したことを証する書面は、下記「(3) 職歴証明書の様式」の例によってください。
- 13 複数の事務又は業務を通算する場合、それぞれの勤務先からの職歴証明書が必要となります。
- 14 ①、②及び③には該当しないが、次に掲げるような事由により受験しようとする場合には、あらかじめ国税審議会の個別認定を受けてください。

- ① **社会科学に属する科目**に関し、「A学識」に掲げる者と同等以上の学識を有すると認められること
- ② 「C職歴」に掲げる事務又は業務に類していると認められるものに、2年以上従事したこと

大学等で履修した科目が「社会科学に属する科目」に該当するかどうかの判定や、従事した事務が「法人等の会計に関する事務」に該当するかどうかの判定は、「D認定」に掲げる受験資格の認定申請の対象ではありません（6ページ「注6」、「注9」参照）。また、「法人等の会計に関する事務」に該当するかどうか不明な場合は最寄りの国税局等又は国税審議会（20ページ参照）へご照会してください。

【個別認定申請先】

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号国税庁内 国税審議会会長

※ 受験申込みの送付先(国税局等(20ページ参照))とは異なりますのでご注意ください。

【個別認定申請に必要な書類】

- ① 受験資格認定申請書(用紙の請求方法は、15ページ「9(1) 各種申請用紙等の請求方法」を参照)
- ② 学識、職歴、事務又は業務の内容を証明する書面
- ③ 郵便番号、住所及び氏名を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったA4判大の返信用封筒

【申請時期】

いつでも受け付けていますが、審査に相応の期間を要しますので、今回の試験（第76回）に受験を申し込む予定の方は令和8年4月17日（金）までに必着するように申請してください。

（注）オンラインで今回の試験（第76回）に受験を申し込む予定の方も、令和8年4月17日（金）までに申請してください。

(3) 職歴証明書の様式

職歴証明書の様式は、A4用紙を使用し、下記の例により作成してください。

事務内容は単に「経理一般」等とは記載せず、その内容をできる限り具体的に記載してください。

なお、2か所以上の勤務先の従事期間を通算する場合には、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。おって、証明書の発行日に制限はありません。

職 歴 証 明 書	
	住 所 _____
	氏 名 _____
	生年月日 _____
期 間	事 務 内 容
○年○月○日～○年○月○日（年 月間）	（詳細に記入してください。）
○年○月○日～○年○月○日（年 月間）	（詳細に記入してください。）
（事務内容が異なるごとに記入してください。）	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
○年○月○日	会社等の所在地・電話番号 会社等の名称 会社等の代表者又は人事責任者

別記2 学識、資格又は職歴による試験の免除を申請する場合の時期及び提出書面

1 今回、免除決定されても試験科目の全部が免除とならない場合（一部科目免除申請）

(1) 申請時期

受験申込受付期間内（1科目以上の受験申込みをした上で申請）に限ります。

（受験申込科目数に応じた受験手数料分の収入印紙が必要となります。）

(2) 提出書面（証明書類については、コピーを指定されたもの以外は原本とし、A4規格でないものは、A4用紙に貼った上で提出してください。）

区 分	提 出 す る 書 面
修士（平成14年3月31日以前に大学院の課程に進学した方）（注1）又は博士の学位取得者	① 学位取得証明書 （「修士（法学）」、「修士（商学）」等の学位名が記載されたもの） ② 成績証明書 （①又は②で入学年月が確認できない場合は「在籍期間の証明書」も必要） ③ 学位論文の概要（A4判で12,000～16,000字程度の分量にまとめ左とじしたもの） ④ 学位論文本文の目次（ページ数が記入されているもの）及び参考（引用）文献目録のコピー ⑤ 論文の内容についての指導教授の証明書（注2）
公認会計士試験合格者	公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
公認会計士試験論文式試験（会計学）合格者	公認会計士・監査審査会発行の論文式試験一部科目免除資格証明書
会計士補	日本公認会計士協会発行の登録証明書
会計士補となる資格を有する者	公認会計士・監査審査会発行の旧公認会計士試験第二次試験合格証明書又は同試験の免除が全科目に及ぶことを証する書面
大学の教授等	① 履歴書 ② 大学学則 ③ 職歴証明書（担当科目ごとの在職期間を学長が証明したもの） ④ 担当科目の時間数内訳証明書 ⑤ 申請に係る科目を内容とする研究論文及び著書の目録 ⑥ 講義概要（講義要項）等（注3）
税務経歴による者	任命権者による職歴証明書 （様式は7ページ「(3) 職歴証明書の様式」にならい、事務内容（①所属官職、税目の別、②賦課事務、立案事務又はその他の事務の別）を明記すること）

2 今回、免除決定されることにより試験科目の全部が免除となる場合（全科目免除申請）

(1) 申請時期

随時、国税審議会会長宛に一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により提出できます。

(2) 提出書面（A4規格でないものは、A4用紙に貼った上で提出してください。）

① 税理士試験免除申請書（注2・4）

② 上記の一部科目免除申請の該当区分に応じた提出する書面

③ 合格（免除）済科目がある場合

税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書（一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分）のコピー

④ 郵便番号及び宛先を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったA4判大の返信用封筒

(注) 1 平成14年4月1日以降に大学院の修士課程に進学した方は研究の認定を受ける必要がありますので、9ページ「別記3」の手続を行ってください。

2 用紙の請求方法は、15ページ「9(1) 各種申請用紙等の請求方法」を参照してください。

3 講義概要（講義要項）等で具体的な講義内容が分からない場合には、別途講義内容を説明する資料が必要です。

4 税理士試験免除申請書については、個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（例えば、マイナンバーカード（両面）や住民票の写し）の提出が必要です。

過去の試験において申請する科目の一部科目に合格（①会計学に属する科目を申請する場合は、簿記論又は財務諸表論のいずれかに合格、②税法に属する科目を申請する場合は、所得税法、法人税法等の税法に属する科目のうちいずれか1科目以上に合格）していなければ研究の認定を申請することができません。

1 今回、認定を受けても試験科目の全部が免除とならない場合

(1) 申請時期

受験申込受付期間内（1科目以上の受験申込みをした上で申請）に限ります。

（受験申込科目数に応じた受験手数料分の収入印紙が別途必要となります。）

(2) 提出書面（証明書類については、コピーを指定されたもの以外は原本とし、A4規格でないものは、A4用紙に貼った上で提出してください。）（注1）

- ① 研究認定申請書（認定手数料として8,800円分の収入印紙を消印しないで貼ること）（注2・5）
- ② 学位取得証明書（「修士（法学）」、「修士（商学）」等の学位名が記載されたもの）
- ③ 成績証明書（注3）
（②又は③で入学年月が確認できない場合は「在籍期間の証明書」も必要）
- ④ 修士の学位等取得に係る学位論文のコピー（学位論文の表紙、目次（ページ数が記入されているもの）及び参考（引用）文献目録を添付する。）
- ⑤ 論文の内容及び修士の学位等取得に係る論文であることについての指導教授の証明書（注2）
- ⑥ 履修要項等における修了した研究科の履修規定のうち、修了要件（在籍期間、必要単位数、修士論文の審査に合格等の条件）が記載された部分のコピー
- ⑦ 講義概要（講義要項）等のうち履修した全科目の担当教授、講義内容及び単位数が記載された部分のコピー（注4）
- ⑧ 合格科目を証する税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書（一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分）のコピー

2 今回、認定を受けることにより試験科目の全部が免除となる場合

(1) 申請時期

随時、国税審議会会長宛に一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により提出できます。

(2) 提出書面（A4規格でないものは、A4用紙に貼った上で提出してください。）（注1）

- ① 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書（注2・5）
（認定手数料*分の収入印紙を消印しないで貼ること）
※ 全部科目免除申請に係る認定手数料は「税法に属する科目」又は「会計学に属する科目」のいずれか一方を認定申請する場合は8,800円、「税法に属する科目」及び「会計学に属する科目」の双方を同時に認定申請する場合は17,600円となります。
- ② 上記1に掲げる②～⑧の書面
- ③ 郵便番号、住所及び氏名を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったA4判大の返信用封筒

(注) 1 申請内容によっては提出書面のほかに、国税審議会が必要があると認めた書類の提出を求める場合があります。

2 用紙の請求方法は、15ページ「9(1) 各種申請用紙等の請求方法」を参照してください。

3 当該申請に係る科目を内容とする単位（4単位以上）については科目名を○印で囲んでください。

4 申請に係る科目については、講義概要（講義要項）等で具体的な講義内容が分からない場合には、別途講義内容を説明する資料が必要です。

5 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（例えば、マイナンバーカード（両面）や住民票の写し）の提出が必要です。

研究認定申請についての代表的な質問に対する回答を国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の「税理士試験情報（改正税理士法の「学位による試験科目免除」制度のQ&A）」に掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

【 ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税理士に関する情報 > 税理士試験 > 改正税理士法の「学位による試験科目免除」制度のQ&A 】



6 受験心得

- (1) 各科目の試験開始前に注意事項等の説明を行いますので、着席時刻（1ページ「試験実施日程等」参照）までに必ず着席してください。なお、着席時刻までに着席していない場合は、受験を拒否することがあります。おって、着席後、自分の受験番号の席に着席しているかどうか、必ず確認してください。誤った席に着席している場合は、欠席扱いとなります。
- (注) 受験者以外の者（試験を欠席した者を含む。）には、試験問題等は交付しません。
- (2) 受験の際は必ず受験票を持参し、試験中は試験官に見えるように机の上に置いてください。
- なお、受験票を持参していない者は受験できません。
- (注) 1 書面で申込書類の提出をし、受験票を紛失した場合には、受験を申し込んだ国税局等（20ページ参照）へ令和8年7月14日（火）から令和8年7月29日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等は除く。）に事前に電話で連絡の上、身分を証する書類（運転免許証等）を持参し再交付の申請を行ってください（郵送による受験票の再交付は行っておりません。）。
- 2 オンラインで申込みをした場合、受験票を専用サイトからダウンロードし、各自で印刷してください。試験当日は、印刷した受験票を試験会場に必ず持参してください（オンラインで申込みをした場合、受験票の郵送はしません。）。
- なお、ダウンロードした受験票データは、A4サイズの普通紙に拡大・縮小せずに印刷してください（カラー、白黒どちらでも可）。印刷した受験票の余白や裏面に何らかの記載がある場合は使用できません。従わない場合、不正受験とみなされる場合があります。
- おって、受験票を印刷せずスマートフォン等によりデータを持参した場合、受験は認めません。
- (3) 試験中は、受験票、筆記具、修正液又は修正テープ、計算器具（そろばん又は計算機）、定規及び時計（ストップウォッチも可）以外のもの（例えば、スマートウォッチ等のウェアラブル端末、タブレット端末、スマートフォン等の通信機器（必ず電源を切ること）、法規集、下敷、耳栓、タオル、扇子等）は、机上及び机の中に置かず、全てかばん等（不必要なものを全て収納することができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいもの）の中にしまい、足元に置いてください。ただし、ハンカチ、ポケットティッシュ、マスク及びその他持込みを許可されたものは机上に置いたり、使用しても差し支えありませんが、試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。
- (注) 1 試験中は、音（音階、音声等）を発するものは使用を認めません。
- 2 計算機は、次のイ～ニの基準の全てに該当する場合のみ使用を認めます。
- イ 電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないもの
- ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
- ハ 外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの 26cm×18cm
- ニ 演算機能のみを有するもの（紙に記録する機能、計算過程を遡って確認できる機能※、プログラムの入力機能等を有するものは使用できません。ただし、消費税の税込み・税抜き計算機能のみを有しているものは使用できます。）
- ※ 「計算過程を遡って確認できる機能」とは、例えば、本人が入力した計算式や計算過程を記憶し、遡って画面上で計算式や計算過程を確認できる機能をいい、計算結果（答え）のみを確認する機能（アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能））はこれに該当しません。
- 3 ホチキスの持込みは認めません。
- 一部の科目については答案用紙の左上をホチキス留めした状態で配付します。ホチキス留めを外さずに答案を作成してください。
- (4) 試験中の飲食は原則禁止としていますが、水分補給のため1リットル以下の蓋付きの容器に入った飲料1本に限り、試験中、自己の責任において、机上に置いて飲むことを認めます。ただし、ペットボトルカバー等の使用は認めません。
- (5) 試験中は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされる場合があります。
- (6) 答案の作成には、必ず黒又は青インキの筆記具を使用してください。修正液又は修正テープの使用は認めません。鉛筆、消せるボールペン等の修正可能な筆記具の使用は認めません。黒又は青インキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。なお、問題用紙及び計算用紙に限り鉛筆、色付ペン及びプラスチック製の消しゴムの使用を認めます。
- (7) 試験中に日常的な生活騒音等（試験官の巡回による足音・監督業務上必要な発言・航空機・自動車・風雨・空調の音・周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (8) 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

- (9) 不正受験（カンニング等）については、次のような処分が行われます。
- ① 不正受験をした者又はしようとした者に対して、試験の停止又は合格の取消し
 - ② ①の処分を受けた者に対して、3年以内の期間を定めての受験禁止
- (10) 感染症等への対応について
- ① 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験官に申し出てください。
 - ② マスクの着用は任意ですが、試験時間中の写真照合の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

7 合格者の発表

(1) 発表予定日

令和8年11月27日（金）

(2) 発表の方法

① 試験（5科目）合格者

合格証書を郵送するとともに、発表予定日に受験地・受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載します。なお、合格科目が5科目に達しても合格証書が発行されない場合があります（10ページ「試験科目（37～49）欄」②（注）参照）。

オンラインで申込みをした場合も郵送します。

② 一部科目合格（免除決定）者又は研究の認定を受けた者

書面で申込書類の提出をした場合、税理士試験等結果通知書を郵送します。

オンラインで申込みをした場合、専用サイトで税理士試験等結果通知書を通知します。郵送はしませんので、必要に応じてダウンロード等をしてください。税理士試験等結果通知書は、今後の税理士試験の受験申込みに必要となる場合がありますので大切に保存してください。

また、一部科目合格者については、発表予定日に受験地・受験番号を国税庁ホームページに掲載します。

③ 合格点に達しなかった科目のある者

書面で申込書類の提出をした場合、得点を表示した税理士試験結果通知書を郵送します。

ただし、実際に受験した者に限ります。なお、税法科目の得点が表示された通知書は、今後の税理士試験の受験申込みに当たり、受験資格を有することを証する書面として使用できますので、大切に保存してください。

オンラインで申込みをした場合、専用サイトで税理士試験結果通知書を通知します。郵送はしませんので、必要に応じてダウンロード等をしてください。

（注） 試験結果が専用サイトに通知されない場合や通知書等が郵送されない場合には、令和8年12月7日（月）から令和8年12月21日（月）までに国税審議会税理士分科会宛【電話03(3581)4161（代表）】に照会してください（期限までに連絡がない場合、試験結果が専用サイトで通知又は郵送で通知書等が到着したものとみなします。）。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

なお、照会する際には受験地及び受験番号が必要となりますので、受験票は大切に保存してください。おって、受験者本人以外の者からの照会には応じられません。

8 届出事項の変更等

次のような事実が発生した場合には、速やかに国税審議会会長宛に次表の届出等をしてください。

- (1) 受験者が受験申込後合格発表までの間に受験申込書に記載した住所を変更した場合……………次表の①
- (2) 受験者が受験申込後合格発表までの間に改姓した場合又は一部科目合格（免除決定）者が改姓した場合……………次表の②
- (3) 税理士試験等結果通知書に記載された一部科目合格通知番号が以前に受領した通知書の番号と異なる場合……………次表の③

（注）1 書面で届出書類を提出する場合、下記送付先住所へ郵送してください。

2 オンラインで申込みをした場合、専用サイトで届出等をしてください。

3 専用サイトの開設により、従来の税理士試験に関する e-Tax によるすべてのオンライン手続は令和8年3月31日をもって終了しましたのでご注意ください。

〔各種届出書送付先〕

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号国税庁内 国税審議会会長

※ 受験申込みの送付先（国税局等（20ページ参照））とは異なりますのでご注意ください。

〔届出等の内容〕

届出事項 内容	①	②		③
	住所 変更届	改姓届		一部科目合格 通知 番号 統合願
届出が必要な者	受験者	受験者	一部科目合格 (免除決定)者	一部科目合格 (免除決定)者
届出時期	令和8年11月13日(金) (必着) まで (注2)		改姓後 速やかに	合格発表後 速やかに <small>※受験者については、受験票受領後から合格発表までは提出できません</small>
届出用紙	受験案内と同じ大きさ (A4判) の適宜な用紙 (レポート用紙等)			
記載 事項	受験地・ 受験番号	○	○	/
	(フリガナ) 氏名	○	新 旧	新 旧
	生年月日	○	○	○
	住所 (郵便番号 電話番号)	新 旧	○	○
	一部科目合格 (免除決定) 通知番号	新住所が確認で きる書類の写し (例: 運転免許証 (両面))	○ (合格番号な しと記入)	○
添付書類	改姓前後の氏名が確認できる書 類の写し (例: 戸籍謄本 (抄本))		税理士試験等 結果通知書 (写)	

(注) 1 受験申込以降に改姓や転居した場合には、上記届出時期までに、①又は②を必ず提出してください。なお、令和8年11月13日(金)までに提出がない場合には、申込時の住所地又は旧姓の宛先へ通知書等が送付されます。おって、届出時期以降に転居した場合には、最寄りの郵便局へ速やかに転居届を提出してください。

2 専用サイトで届出等をする場合も令和8年11月13日(金)までに手続きをしてください。

3 一部科目合格 (免除決定) 時又は過去の受験時の住所と現在の住所が異なる場合であっても、特段の手続きは必要ありません。

〔書面で届出等をする場合の作成例〕

(A4用紙)

住所変更届	
・受験地	_____
・受験番号	_____
(フリガナ)	
・氏名	_____
・生年月日	____年 ____月 ____日
・住所	
新 〒	_____
	_____ (電話番号) ()
旧 〒	_____
	_____ (電話番号) ()

(A4用紙)

改姓届	
国税審議会会長 殿	
受験地	_____
受験番号	_____
一部科目合格	
(免除)通知番号	_____
合格(免除)済科目	有・無
	(新) (旧)
(フリガナ)	_____
(氏名)	_____
(生年月日)	____年 ____月 ____日
(住所)	〒 _____
	_____ (電話番号) ()

9 その他

(1) 各種申請用紙等の請求方法

書面で各種申請を行う場合、申請用紙等を国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の「税理士試験に関するQ&A」からダウンロードすることができます。

【 ホーム>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士試験>税理士試験に関するQ&A 】
ご利用になれない場合は、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を明記の上、一般郵便の場合は110円分の切手を貼ったもの）を同封の上、必要な書類名を記載し、国税審議会会長宛に郵送にて請求してください。

専用サイトから各種申請を行うことができます。この場合、各種申請用紙等を国税庁ホームページからダウンロードする必要はありません。

(2) 税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書を紛失した場合の取扱い

税理士試験等結果通知書及び一部科目合格（免除決定）通知書の再発行は行っておりません。紛失された方で当該通知書を必要な方には「証明書」を発行しますので、A4判の用紙の「一部科目合格（免除）証明願」（用紙の請求方法は、上記(1)を参照）に、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、使用目的（提出先等）及び合格（免除）科目と合格（免除）年度を記入の上、現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類の写し（運転免許証等）と返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を明記の上、一般郵便の場合は110円分の切手を貼ったもの）を同封し、国税審議会会長宛（今回の試験（第76回）の受験申込み中使用される方は、令和8年4月17日（金）までに必着）に請求してください。

専用サイトから上記「証明書」発行を請求することができます。今回の試験（第76回）の受験申込み中使用される方は、令和8年4月17日（金）までに請求してください。

(3) 税理士登録

税理士登録に際しての実務経験や登録申請に必要な手続等に関する質問は、日本税理士会連合会【電話03(5435)0931（代表）】にお問合せください。

(4) 個人情報の取扱い

① 受験願書等に記入された個人情報は、税理士試験実施事務及び統計目的以外に利用することはありません。また、下記②の場合を除き、他へ提供することはありません。

② 合格者及び一部科目合格者の写真は、税理士登録の際の本人確認のために日本税理士会連合会へ提供いたします。

(5) 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類には、番号確認及び身元確認書類の両方が必要です。番号法令、国税庁告示における主な本人確認書類等は国税庁ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

国税庁ホームページ 番号法令、国税庁告示における主な本人確認書類等

（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/honninkakunin/shorui.htm>）

【 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>社会保障・税番号制度（マイナンバー）>番号法令、国税庁告示における主な本人確認書類等 】



番号法令、国税庁告示における主な本人確認書類等
（国税庁ホームページ）

税理士試験に関するQ&A

税理士試験に関する代表的な質問に対する回答（Q&A形式）は、国税庁ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

国税庁ホームページ 税理士試験に関するQ&A

（<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/qa/menu.htm>）

【 ホーム>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士試験>税理士試験に関するQ&A 】



税理士試験に関するQ&A
（国税庁ホームページ）

【書面の場合】 受験願書等を提出する前に今一度チェックを！

書面で申込書類の提出をする場合の誤りの多い項目や本年度の注意事項を記載していますので、受験願書等を提出する前に今一度内容等を確認してください。

住所・氏名欄は正しく丁寧に記載しているか。

番地や建物名を省略して記載した場合、受験票や試験結果の通知書等が届かない場合があります。受験願書、受験申込書及び受験票への記載内容を確認してください。

また、氏名はかい書で、戸籍と同一文字を大きく丁寧に書いてください。

(注意すべき文字の例 西・面 四・皿 等)

写真は正しく貼付しているか。

縦45mm×横35mmのカラー写真を準備してください。規格の詳細は4ページ「5 申込書類及び作成上の注意事項」を参照してください。

郵便切手や収入印紙は正しく貼付しているか。

受験願書に貼付する収入印紙は金額に超過や不足がないように貼付してください。また、受験票に85円分の切手を必ず貼付してください(切手が未貼付又は金額不足の受験票は送付しません。)

受験申込科目数	1 科目	2 科目	3 科目	4 科目	5 科目
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

(例) 簿記論と法人税法の受験を申込み場合(2科目)・・・5,500円

申し込んだ科目を控えているか。

次のチェック欄を利用する又は受験申込書をコピーし、受験を申し込んだ科目を忘れないようにしてください。

8/4 (火) 簿記論 財務諸表論 (消費税法 又は 酒税法)

8/5 (水) 法人税法 相続税法 所得税法

8/6 (木) 国税徴収法 固定資産税 (住民税 又は 事業税)

受験申込書に記入漏れはないか。

過去に合格や免除を受けた科目について、受験申込書に正しく記載しているか確認してください。

受験申込書の裏面のコード表及び10・11ページの記載要領を再度確認してください。

なお、過去に合格や免除を受けた科目を有する場合には、一部科目合格(免除)通知番号の記載が必要となります。

おって、合格(免除)済科目が記載された通知書又は証明する書面の写しの提出が必要となります。

次のコード欄の省略はできませんので、次のチェック欄を利用し、記入漏れがないか再度確認してください。

受験資格(コード62・63欄)

職業(コード64欄)

学歴(コード65欄)

申込書類は完備しているか。

4ページから11ページの「5 申込書類及び作成上の注意事項」を参照し、次のチェック欄を利用して不備や提出漏れがないか再度確認してください。

受験願書(※個人番号(マイナンバー)を正しく記載しているか確認してください。)

個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の写し(マイナンバーカード(両面)や住民票の写し)

受験申込書(兼写真票)

受験票

受験資格を有することを証する書面(税法に属する科目受験者のみ)

一部科目合格(免除)通知番号が確認できる書面(該当者のみ)

学識等による一部科目の試験免除申請等に必要書類(該当者のみ)

【オンラインの場合】専用サイトで受験申込みをする際のポイント！

専用サイトから申込みを行う場合のポイントを記載していますので、手続きを行う前に必ず確認してください。

※ 申込みに使用するパソコンやスマートフォンの機器停止や通信障害等が起きた場合のトラブルについては一切責任を負いません。 受付期間内の余裕を持った申込みをお願いします。

【事前準備】

- 操作マニュアルを確認したか。**
操作マニュアルには、一連の操作手順及び詳細な注意事項を記載しています。必ず事前に確認するとともに、操作中も随時参照できる状態にしておいてください。
※ 専用サイトでの受験申込に関する「操作マニュアル」及び「申込の流れ」は国税庁ホームページに掲載しています。
- 必要書類のデータはそろっているか。**
 - 受験者本人の写真データ（カラー）
 - 受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目受験者のみ）
 - 一部科目の試験免除申請等に必要の書面（該当者のみ）※ アップロードが可能なデータの規格は操作マニュアルをご覧ください。
- 一部科目合格(免除)番号や合格(免除)済科目を確認できるか(該当者のみ)。**
一部科目合格(免除)済科目がある方は、一部科目合格(免除)番号の入力、合格(免除)科目の入力が必須となります。必ず、お手元に番号がわかる書類を準備してください。
※ 電話による一部科目合格(免除)通知番号の照会は一切応じられません。
- 専用サイトでマイページの登録は済んでいるか。**
受験申込前に専用サイトでマイページの登録が必要です。
マイページの登録には、メールアドレスの設定が必要となりますが、手続きに関する大事な通知が届きますので、**随時、通知を確認することができるメールアドレスを設定**してください。
※ メールアドレスに変更があった場合は、マイページから変更できますが、変更に時間を要するため、受験手数料の支払い完了の通知を受信するまで、原則、メールアドレスの変更を行わないでください。
- 印刷環境はあるか。**
手数料貼付台紙や受験票を印刷するためのプリンターが必要です。
※ コンビニエンスストア等のプリンターで印刷しても問題ありません。

【申込】

- 必要事項を正確に入力しているか。**
一部科目合格(免除)番号及び合格(免除済)科目がある方は入力必須です。
また、**受験申込後の、「受験科目」及び「受験地」の変更は一切できません。**
- 書類不備時の対応**
書類不備があった場合は、登録したメールアドレス又は電話連絡等により補正を依頼しますが、不備が補正されない場合には、その申込は承認されません。補正の依頼があった場合には、確実に対応してください。

【手数料の納付】

- 手数料貼付台紙のダウンロード及び印刷をしたか。**
受験申込後に、申込内容を審査し承認したことを通知するメールを送信します。
承認の通知後は、手数料貼付台紙がダウンロードできるようになりますので、印刷し、金額の超過や不足がないよう収入印紙を貼付してください。
- 手数料貼付台紙の郵送をしたか。**
収入印紙を貼付した手数料貼付台紙を**受験地を管轄する国税局等へ郵送**してください（直接持参しても受理しません）。
また、管轄外の国税局等又は国税審議会事務局へ送付いただいても受理できません。
※ 個人番号（マイナンバー）を記載し、個人番号を確認できる書類の写しの提出が必要です。
※ 手数料貼付台紙は**ダウンロードが可能となった日から通知される期限までに郵送する必要があります**。期間内に郵送されない場合、受験申込みが承認されない場合があります。
※ 受験地を管轄する国税局等で手数料貼付台紙が受付されると、受験手数料の支払いが完了したことが通知されますので、その通知を受信した時点で、受験申込みが完了となります。

税理士試験についてのQ & A

Q 税理士試験には国籍、年齢の制限はありますか。

A 税理士試験は国籍、年齢を問わず、受験可能です。

Q 簿記論又は財務諸表論を受験したいのですが、P5の受験資格を満たす必要はありますか。

A ありません。令和5年度（第73回）税理士試験から、会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論）については、受験資格の制限がなくなり、どなたでも受験できるようになりました。

Q B大学の理学部（又はb短期大学の英文学科）を卒業しましたが、税法に属する科目の受験資格はありますか。また、卒業後に他のC大学や放送大学へ入学し、法律学を1科目以上履修した場合は、税法に属する科目の受験資格が認められますか。

A 理学部や英文学科など社会科学以外に属する科目を主たる履修科目とする学部や学科の卒業生も、大学の一般教育科目等において、社会科学に属する科目を1科目以上履修していれば税法に属する科目の受験資格はあります。この場合は、成績証明書を添付してください。また、成績証明書に卒業年月の記載がないときは卒業証明書も必要となります。

なお、社会科学に属する科目を履修していないため、大学卒業後に他の大学や放送大学へ入学し、当該科目を履修した場合には、税法に属する科目の受験資格が認められますので、B（b短期）大学の卒業証明書とC大学等の成績証明書を添付して申し込んでください。

Q D専修学校を卒業したのですが、税法に属する科目の受験資格はありますか。

A 令和8年3月31日以前に専修学校へ進学し、専修学校の専門課程（①修業年限が2年以上であり、②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であることが必要）を修了した方が、社会科学に属する科目を1科目以上履修していれば、受験資格はあります。

この場合、成績証明書（卒業年月の記載がない場合には、卒業証明書も必要となります。）と学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）附則第2条の規定に該当する専修学校の専門課程証明書（修了した専門課程が上記①及び②の要件を満たす課程であることについて都道府県知事等が発行した証明書を専修学校が原本証明したもの）を添付してください。

Q 「社会科学に属する科目」にはどのような科目が該当しますか。

A 「社会科学に属する科目」には、改正前（令和4年度の税理士試験以前）の「法律学に属する科目」に該当していた、法学、法律概論、日本国憲法、民法、刑法、商法、行政法、労働法、国際法等、また、「経済学に属する科目」に該当していた、（マクロ又はミクロ）経済学、経営学、経済原論、経済政策、経済学史、財政学、国際経済論、金融論、貿易論、会計学、簿記学、商品学、農業経済、工業経済等の科目のほか、文系学部・理系学部を問わず、多くの学生に履修の機会があると考えられる、社会学、政治学、行政学、政策学、ビジネス学、コミュニケーション学、教育学、福祉学、心理学、統計学等の科目が該当します。

なお、その科目が「専門科目」ではなく、いわゆる「教養科目」や「共通科目」として位置づけられている場合であっても対象となります。

また、履修した科目が社会科学に該当するかどうか科目の名称から判定し兼ねる場合には、授業内容が記載されている学生便覧（科目名、担当教授、時間数、授業内容等が記載されているもの）を取り寄せた後、文部科学省ホームページの「学科系統分類表」をご参照ください（<https://www.mext.go.jp>）。

【 トップ > 白書・統計・出版物 > 統計情報 > 学校基本調査 > 学校基本調査について > 学科系統分類表 】

※ 社会科学とは、一般に、人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問領域を指していると考えられます。

Q 現在、税理士試験の4科目（簿記論、財務諸表論、法人税法、相続税法）に合格していますが、今回、税法に属する科目を2科目（消費税法と国税徴収法）受験することはできますか。

A 受験申込みの際、過去に合格した科目について税理士試験受験申込書の「試験科目」欄に受験申込等区分「8」（合格していて免除申請をしないもの）を記入することにより、2科目を受験することができます。

す。

この場合、必須科目である簿記論、財務諸表論及び法人税法に「2」を記入し、相続税法については「8」を記入することにより、消費税法と国税徴収法の受験が可能となります。

なお、試験の結果が2科目とも合格の場合には、「合格証書」が発行されますが、1科目合格により相続税法を含めて5科目に達したとしても、「合格証書」は発行されず、試験後、全科目免除申請を行うことにより「税理士試験免除決定通知書」が発行されます。

Q 平成14年3月31日以前に大学院の課程に進学したのですが、博士又は修士の学位取得による試験免除を申請する場合の手続について教えてください。

A 過去に合格した科目や免除決定された科目を含めると、今回の学位取得（平成14年3月31日以前に大学院の課程に進学）による免除申請で試験科目の全部が免除となる場合には、随時、国税審議会会長宛に「全部科目免除」の申請をしてください（8ページ「別記2」2参照）。

過去に合格した科目や免除決定された科目を含めると、今回の免除申請で試験科目の全部が免除とならない場合には、受験申込みと併せて（1科目以上の受験申込みをした上で）、「一部科目免除」の申請をしてください（8ページ「別記2」1参照）。

Q 平成14年4月1日以降に大学院の課程に進学した場合の試験科目の免除制度について教えてください。

A 税理士法改正により、修士の学位取得による試験科目の免除制度については、試験の分野（税法に属する科目又は会計学に属する科目）ごとに、いずれか1科目の試験で基準点を満たした者（いわゆる一部科目合格者）が、自己の修士の学位等取得に係る研究について国税審議会の認定を受ける制度に改められました。国税審議会から税法に属する科目の認定を受けた場合には残り2科目、会計学に属する科目であれば残り1科目にも合格したものとみなされて試験が免除されます（9ページ「別記3」参照）。

Q 研究認定申請をするためには、いつの時点で一部科目に合格していなければならないのですか。

A 修士の学位等による研究認定申請をするためには、申請する分野（税法に属する科目又は会計学に属する科目）の試験科目のうち、1科目に合格している必要がありますが、この一部科目合格の時期は認定申請前であればよく、大学院への進学時期や修士の学位等の取得時期との前後を問いません。また、平成13年度以前の税理士試験における一部科目合格でも構いません。

Q 研究の認定についての基準を教えてください。

A 国税審議会は、平成13年12月25日の国税審議会会長名の公告により、認定の基準を次のとおり定めています。

国税審議会は、税理士法第7条第2項及び第3項に規定する認定については、当該認定の申請のあった研究について、次に掲げる事項に該当しているか否かを審査した上で、それらの結果を総合的に判断して行うものとする。

1 単位の修得

税理士法第7条第2項又は第3項に規定する認定（以下「研究認定」という。）を申請する者が、当該申請に係る科目（同法第7条第2項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する税法に属する科目等、同条第3項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する会計学に属する科目等をいう。以下同じ。）を内容とする単位を4単位以上修得していること。

ただし、学位論文の作成指導に係る演習を受けること又は学位論文の審査及び試験に合格することにより修得する単位は含まない。

2 学位論文

研究認定の申請をする者の学位論文又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に規定する研究の成果が当該申請に係る科目に関するものであること。

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

書面で申込書類の提出をする場合、受験を希望する受験地の申込書類郵送先へ受験者ごとに送付してください（3ページ「4(2) 提出方法」参照）。2か所以上の国税局等（下記参照）に申込書類を郵送することはできません。

受験地	申込用紙等交付場所 ・申込書類郵送先	〒	所 在 地 段 交 通 手 段	電 話 番 号
北海道	札幌国税局 人事第二課	060 -0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 地下鉄東西線「西11丁目駅」4番出口から徒歩3分	011(231)5011
宮城県	仙台国税局 人事第二課	980 -8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟 地下鉄南北線「勾当台公園駅」北2出口から徒歩5分	022(263)1111
埼玉県	関東信越国税局 人事第二課	330 -9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 JR宇都宮線・高崎線・京浜東北線「さいたま新都心駅」から徒歩5分 JR埼京線「北与野駅」から徒歩7分	048(600)3111
東京都	東京国税局 人事第二課	104 -8449	中央区築地5丁目3番1号 都営地下鉄大江戸線「築地市場駅」A2・3出口 徒歩1分 東京メトロ日比谷線「東銀座駅」3番出口 徒歩7分 東京メトロ日比谷線「築地駅」1・2番出口 徒歩8分	03(3542)2111
石川県	金沢国税局 人事第二課	920 -8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 JR金沢駅からバス利用で「香林坊」下車、徒歩5分	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局 人事第二課	460 -8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎 地下鉄名城線「名古屋城駅」3番出口から徒歩10分	052(951)3511
大阪府	大阪国税局 人事第二課	540 -8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館 Osaka Metro谷町線「天満橋駅」3番出口から徒歩2分 京阪本線「天満橋駅」から徒歩3分	06(6941)5331
広島県	広島国税局 人事第二課	730 -8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館 JR広島駅前バス乗り場Bホームから合同庁舎経由のバスに乗り、「合同庁舎前」バス停下車しすぐ	082(221)9211
香川県	高松国税局 人事第二課	760 -0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 「JR高松駅」から中央通を直進徒歩15分、進行方向右手にあり	087(831)3111
福岡県	福岡国税局 人事第二課	812 -8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館 「JR博多駅」筑紫口から徒歩7分	092(411)0031
熊本県	熊本国税局 人事第二課	860 -8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟 「JR熊本駅」から徒歩10分	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所 人事課	900 -8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎 那覇（市外線）バスターミナル南側向い	098(867)3601

(注) オンラインで申込みをする場合、申込用紙の交付を受ける必要はありません。

【税理士試験に関する照会】

受験資格・申込方法等に関する質問については、最寄りの国税局等（上記参照）又は国税審議会にお問合せください。なお、オンライン申し込みに関する質問は、国税審議会にお問合せください。

ただし、試験委員の担当科目、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

【国税審議会の連絡先】

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 国税庁内
国税審議会税理士分科会 電話 03(3581)4161(代表)

※ この受験案内の記載内容に変更があった場合は、国税庁ホームページにてお知らせいたします。

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)

【 ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税理士に関する情報 > 税理士試験 】